

外部から購入した資材の含有化学合成窒素成分等の証明資料
(添付省略できる資材一覧含む)

資材に応じて、○印の資材証明書等を添付する。

資材証明書等 資材 ^{※2}	肥料 登録証(写)	生産業者保証票 (写)又は輸入業者 保証票(写)	品質表示 (写)	資材 証明書 ^{※1}
有機態窒素入り肥料		○		○
〃 (指定混合肥料)		○		○
窒素肥料(100%化学合成肥料)		○		
〃 (指定混合肥料)		○		
窒素を含有しない肥料		○		
〃 (指定混合肥料)		○		
特殊肥料(堆肥等)			○	
その他の資材(培土等)				○

※1：化学肥料由来の窒素成分割合が判断できるもので、肥料生産業者等が作成し、発行日
がわかるものとする。

※2：化学肥料由来の窒素成分を含有しない資材は、その旨が判断できる資材証明書等に準
ずる資料の添付で可とする。

(1) 資材証明書等の添付と的確な資材情報の入手

有機質肥料や有機質入り肥料だけでなく、外部から購入し使用する資材(肥料・堆肥など)の全てについて、前のページの表により化学肥料由来の窒素成分割合が判断できる書面(以下「資材証明書等」という。)を添付する。

なお、資材証明書等は、当該作付け年に使用する資材選定のために肥料生産業者から入手したものとする。前年作以前に入手したものは無効とする。ただし、当該年作での資材使用期日が資材証明書等の有効期限内となる場合はこの限りではない。

(2) 複数申請における資材証明書等の取り扱い

一申請者が複数の申請を行い、同一資材を使用する場合は、最初に提出する申請書に資材証明書等を一括添付し、その後に提出する申請書には「○○申請に一括添付している。」旨の紙片を綴じ込み、資料添付を省略して差し支えない。

(3) 資材証明書等の添付省略

「山形県特別栽培農産物認証申請時に義務づけられている資材証明書等の添付
が省略できる資材一覧」(山形県農林水産部農業技術環境課)及び「有機JAS
で使用可能な資材のリスト」(農林水産省ホームページ掲載)に記載のある資材
については、申請書への添付は不要である。

参考

- (1) 山形県特別栽培農産物認証申請時に義務づけられている資材証明書等の添付が省略できる資材一覧

本リストについては、県（所管：農業技術環境課）が作成し提供しているものです。

作 成 山形県農林水産部（所管課：農業技術環境課）

提供① 山形県農業情報サイト「やまがたアグリネット（あぐりん）」

<https://agrin.jp/theme/kankyo/yukisaibai/index.html>

「テーマ別情報」→「環境保全型農業」→「有機栽培・特別栽培農産物」

提供② 公益財団法人やまがた農業支援センターホームページ

<https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/certification/tokusai/>

「農産物認証について」→「特別栽培農産物の認証」

- (2) 有機 J A S で使用可能な資材のリスト

一定の条件を満たす機関（登録認証機関や一般社団法人有機 J A S 資材評価協議会）が評価し、有機 J A S 事業者が使用できる資材のリストとして農林水産省のホームページに掲載されているリストを使用するものです。

提 供 農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html